

# 2022年4月1日から 成年年齢引き下げに伴い 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の申請手続きが変わります

(民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行)

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。  
小児慢性特定疾病医療費助成制度では、18歳以上は「**成年患者**」となります。

## ✓ **成年患者は「本人名義で申請手続き」**をする必要があります

- **申請時において18歳以上の方は、申請書の「申請者欄」には、ご本人のお名前をお書きください。**
- **本人名義で申請することが難しく、ご家族等が申請者として申請される場合は、「委任状」を添付**する必要があります。
- 成年後見人が申請する場合、委任状は不要です。

## ✓ **大学進学や就職等で「成年患者」の住民票が県外にある場合**

- 原則本人の**住民票上の住所地が申請先**となります。
- 現在お持ちの**受給者証の有効期限までに、住民票上の住所地の都道府県等の窓口で転入申請**を行っていただく必要があります。

## 2022年4月1日以降の対象者と手続き方法

2022年3月31日まで

小児慢性特定疾病児童等  
0歳～20歳未満の方が対象



小児慢性特定疾病の保護者  
または成年患者

申請等



都道府県等の窓口

▶ 2022年4月1日から

**成年患者** 18歳以上20歳未満の方

- 「本人」の名義で申請。
- 家族等が申請する場合は「委任状」が必要。

**小児慢性特定疾病児童** 18歳未満の方

- 保護者(監護者)が申請。
- 18歳到達時点で、この制度の対象となっていて、引き続き治療が必要と認められる場合は、「成年患者」に移行します。

18歳到達後の  
速やかな  
変更申請を  
お願いします